



2026年5月11日

各位

会社名 株式会社D&Mカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 松下明義  
(コード番号：189A 東証グロース市場)  
問合わせ先 取締役管理部長 南浦佳孝  
兼経営企画部長  
TEL. 06-6456-7036

### 株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の導入について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの投資家の皆様に当社をご認知いただき、当社株式を中長期的に保有いただくことで、株主層の拡大及び株式流動性の向上を図ることを目的として、株主優待制度を導入するものです。

当社は、成長戦略投資に向けた内部留保を優先しつつ、営業基盤・財務基盤を強固なものにすることによって市場の平均的な配当性向を目指すことを基本方針としております。本制度の導入後も当該方針に変更はなく、配当に加えて株主優待による還元機会を設けることで、投資家層の拡大、中長期保有の促進及び当社に対する認知度の向上を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

#### 2. 株主優待制度の概要

本制度は、毎年11月末日を権利確定日として、当該基準日に当社普通株式300株以上を保有する株主様を対象に、優待原資10,000千円を基礎として算定される電子ギフトを贈呈し、継続保有株主に対して、より高い優待相当額を付与する株主優待制度です。

##### (1) 対象となる株主様及び付与条件

株主優待の権利確定日は毎年11月末日であり、当該基準日に株主名簿に記載又は記録された当社普通株式300株以上を保有する株主様を対象といたします。付与条件の詳細は下表のとおりです。なお、2026年5月末日を基準日とする株主優待は実施せず、初回となる2026年11月末日基準の株主優待については、2026年5月末日時点からの継続保有状況を踏まえて判定する予定です。

##### 2026年11月末日基準（初回のみ）

区分	基準日	条件
2口付与対象株主	2026年11月末日	<u>2026年5月末日及び2026年11月末日</u> の両基準日において300株以上を保有し、かつ株主番号が同一である場合
1口付与対象株主	2026年11月末日	上記以外で、 <u>2026年11月末日時点</u> で300株以上を保有している場合

##### 2027年11月末日以降

区分	基準日	条件
2口付与対象株主	毎年11月末日	<u>当年11月末日および前年11月末日</u> の両基準日において300株以上を保有し、かつ株主番号が同一である場合
1口付与対象株主	毎年11月末日	上記以外で、 <u>当年11月末日時点</u> で300株以上を保有している場合

- 注 1. 株主優待の権利確定日は毎年 11 月末日であり、2026 年 5 月末日を基準日とする株主優待は実施いたしません。
- 注 2. 初回となる 2026 年 11 月末日基準の株主優待については、2026 年 5 月末日に 300 株以上を保有し、同年 11 月末日まで 300 株以上を継続保有し、かつ株主番号が同一である株主様は、2 口分の付与対象となる予定です。
- 注 3. 2027 年 11 月末日以降の株主優待については、前年 11 月末日から当年 11 月末日まで 300 株以上を継続保有し、かつ株主番号が同一である株主様は、2 口分の付与対象となる予定です。
- 注 4. 「株主番号が同一である」とは、比較対象となる各基準日において、当社株主名簿上、同一の株主番号で記載又は記録されていることをいいます。

## (2) 株主優待の内容

株主優待は電子ギフトを予定しており、継続保有状況に応じて付与口数を変動させる優待原資固定型の株主優待を導入する予定です。

1 口当たりの優待相当額	優待原資 10,000 千円 ÷ (2 口付与対象株主数×2+1 口付与対象株主数) ※ 1,000 円未満切り捨て
--------------	---------------------------------------------------------------

注 1. 株主優待は電子ギフトを予定しており、Amazon ギフトカードのほか、各種デジタルポイント等の中からお選びいただける形式を想定しております。具体的な受取方法その他の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

## (3) 計算例

- 例 1. 2025 年 11 月末日時点の株主数 (300 株以上保有者 : 315 名) が、2026 年 5 月末日及び 2026 年 11 月末日と同数であり、かつその全員が初回の 2 口付与対象株主に該当すると仮定した場合、1 口当たりの優待相当額は 15,000 円相当、株主様 1 名当たりの優待相当額は 30,000 円相当となります。
- 例 2. 参考値の一例として、仮に対象株主数が 1,000 名に増加し、かつその全員が各基準日における 2 口付与対象株主に該当すると仮定した場合、1 口当たりの優待相当額は 5,000 円相当、株主様 1 名当たりの優待相当額は 10,000 円相当となります。

## (4) 株主優待制度の開始時期

初回の権利確定日は 2026 年 11 月末日とする予定です。2027 年 11 月末日以降についても、各年 11 月末日を権利確定日とする予定です。

## (5) 贈呈時期

基準日から 3 か月以内を目途に、対象株主様にご案内を発送する予定です。

## (6) その他

当社は、本制度を継続的に運営していく方針のもと、現時点では本制度導入による株主数の増加規模を合理的に見通すことが難しいことから、当初は優待原資 10,000 千円にて開始いたします。今後は、株主数の増加状況、株主構成、株式流動性、業績動向及び財務状況等を総合的に勘案し、必要に応じて優待原資の見直しを含め、より適切な還元水準となるよう制度内容を検討してまいります。

## 3. 今後の見通し

本株主優待制度に係る 2026 年 5 月期の連結業績に与える影響については軽微です。

以 上